



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年10月9日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
保健医療課	精神保健福祉係	國井	内線 3313 直通 058-272-8278 FAX 058-278-2624

精神障がい者への自立支援医療費の所得区分判定誤りについて

精神通院医療の支給認定において、可児市が受給者の所得区分の判定を誤って県に報告したため、誤った自己負担上限額が記載された受給者証を県が発行していたことが判明しました。

可児市が対象者（2名）に対して謝罪をするとともに、うち過大給付となった1名に過大給付分の返還を依頼しました。

記

1 受給者証記載内容（自己負担上限額：月額）

【誤】 2,500円 ⇒ 【正】 5,000円

2 原因

社会保険被保険者の扶養家族の保険証を所持している方の自己負担上限額の判定に際しては、被保険者が非課税の場合は、受給者本人の収入により判定すべきところ、誤って被保険者の収入で判定したため。

3 影響の範囲

2名（可児市在住）

対象期間（最大） 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

4 過大給付額

1名 8,270円

5 経緯

- ・ 令和7年 1月：可児市より県に対して判定誤りがあった旨の報告
- ・ 3月：可児市が対象者2名に謝罪し、4月以降の正しい受給者証を交付
- ・ 10月：可児市がうち1名に対し、過大給付分の返還を依頼

6 再発防止策

判定業務を行う市町村に対して、文書や担当者説明会にて適正な事務の実施について注意喚起を行います。

【制度概要】

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく医療費助成制度
- ・ 統合失調症などの精神疾患の治療を継続的に必要とする方について、所得区分に応じ、通院にかかる医療費の自己負担額を軽減（入院医療費は対象外）

【申請・認定の流れ】

- ・ 申請窓口は市町村
- ・ 市町村は申請書等を確認。所得区分（自己負担上限額：月額）を判定し、申請書に記載したうえで、県に申請書を送付
- ・ 県は支給認定を行い、受給者証を発行。市町村を通じて申請者に受給者証を交付